

仕 様 書

1 件名

大型提示装置（75型ディスプレイ型電子黒板）の購入

2 本業務の目的

盛岡市立小中学校において、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図るため、大型提示装置（75型ディスプレイ型電子黒板）を整備する。

段階的な整備とし、令和4年度は盛岡市立中学校の特別教室（主に理科室等）について実施する。

3 納入期限

令和4年6月30日まで

受注者は、本調達機器の各学校への搬入・設置，設定・動作検証等を令和4年6月30日までに完了し，翌日から本稼働が可能な状態とすること。

4 履行場所，設置機器及び数量

(1) 履行場所 盛岡市立中学校 22校（黒石野中学校北杜分校は除く）

別紙1「大型提示装置（75型ディスプレイ型電子黒板）中学校一覧」のとおりとする。

(2) 設置機器及び数量

	品名	型番	数量	備考
ア	スタンダー一体型電子黒板 (75型) 昇降スタンドモデル	CBS-ELM75F8CL	22台	同等品不可。昇降スタンドは，ハンドルで高さ調節が可能なものとする。
イ	USB Type-C映像変換アダプタ (USB Type-C to HDMI)	AD-CHDMI BK2	22個	同等品不可
ウ	HDMIケーブル (5m)	KM-HD20-50TK	22本	同等品可
エ	OAタップ (3P/4口/5m/スイン グプラグ/マグネット付き)	TAP-MG341N2PN-5	22個	同等品可
オ	搬入設置・初期設定作業		一式	

本調達機器等については，指定の設置場所に設置するものとし，詳細については発注者と協議の上，作業を実施すること。また，設置前に発注者が設置場所を変更した場合はその指示に従うこと。

なお，発注者が契約期間中に設置場所を変更した場合は，発注者から受注者に対して書面により通知を行うが，契約変更は行わないこととする。

5 作業計画書の作成

契約締結後速やかに，次の事項について作業計画書を作成し，発注者に提出すること。

(1) 機器の設置スケジュール

(2) その他必要事項

6 調達機器要件

別紙2「大型提示装置（75型ディスプレイ型電子黒板）機器仕様書」のとおりとする。

7 一般事項

- (1) 本調達機器等は、中古品でないものとする。
- (2) 設置時点では発注者の検査を受け、その結果が不合格の場合には、発注者の指示に従って、可及的速やかに当該機器を完全な代替機器と交換すること。
- (3) 本調達機器等は、品質・耐久性に十分留意し、選択すること。
- (4) 本調達機器等は、機械的及び電氣的に人体に危険がないものであること。

8 搬入、設置及び回収等

- (1) 大型提示装置（75型ディスプレイ型電子黒板）の設置については以下の内容とする。
 - ア ディスプレイを移動式専用スタンドに組み立てた上で、指定教室内に設置すること。設置の際は教室の間口の幅、高さを確認の上で調整を行うこと。
 - イ 詳細な設置場所は発注者及び学校の了承を得ること。
 - ウ 現地の状況により設置が困難な場合は、別途発注者と協議の上、決定すること。
- (2) 各機器には固有の識別番号を割り当て、シールを貼付すること。シールに記載する内容は発注者より指定する。
- (3) 本調達機器等の搬入・設置は、受注者の責任において行うものとする。発生する費用は契約額に含まれる。また、機器等設置時に際して発注者及び他業者との調整が必要な場合、調整に係る工数等については本調達の範囲内とすること。
- (4) 受注者は、発注者の指示する場所に本調達機器等の搬入・設置を行い、梱包箱・残ケーブル等当該機器の利用に不要なものは撤去すること。なお、運用開始日以前に当該機器の設置場所の変更が生じた場合は、発注者の指示に従って移設等を行うこと。
- (5) 本調達機器等に付随する保証書、CD-ROM等については、学校ごとにまとめ、学校指定の保管場所に保管すること。
- (6) 搬出入のルート等を発注者及び学校の指示に従い、実施すること。また、必要な手続きについては遅滞なく行うこと。
- (7) 作業時に、以下の注意事項を順守すること。
 - ア 設置場所施設立入りに手続きが必要になった場合、作業従事者の所属及び氏名等の情報について、発注者が指定する日時までに報告すること。
 - イ 上記に対応できない場合は、発注者に直ちに連絡し、設置方法について協議すること。

9 機器環境設定作業等

- (1) 各機器の通電確認及び電子黒板の管理者パスワード設定、時刻設定等必要な初期設定を行うこと。
- (2) 「盛岡市校内情報通信ネットワーク整備（LAN配線工事等を含む。）業務委託」において

整備された無線LAN環境に電子黒板を接続可能となるよう、ネットワーク設定を行うこと。

(3) 無線LAN環境は学級教室及び職員室に整備されているため、無線LAN接続が可能となる範囲に電子黒板を移動し、設定すること。設置場所の都合で、無線LAN接続が可能となる範囲に電子黒板を移動することが困難な場合は、発注者と設定方法について協議すること。

(4) 電子黒板のネットワーク設定作業に当たり、次の契約業者との連携を必須とすること。また、当該契約業者の対応に伴い生じる費用は、契約額に含めること。

盛岡市校内情報通信ネットワーク整備（LAN配線工事等を含む。）業務委託
契約業者 富士通ネットワークソリューションズ株式会社 岩手営業所

(5) 電子黒板に搭載されているOSに対応したウイルス対策ソフトウェアを別途、市が調達するため、設定すること。

(6) 設定内容は、事前に発注者の承認を得た上で、作業を行うこと。

10 動作試験，完了報告

(1) 試験成績書を作成し、発注者に提出すること。試験成績書の内容は発注者の承認を事前に得ること。

(2) 各学校での作業完了後、副校長又は情報管理者に完了報告及び管理者向け操作説明を行うこと。

11 完成図書

作業完了後、次の書類を提出すること。（任意様式）

(1) 機器一覧表

学校ごとの機器名、設置教室が記入されていること。

(2) ネットワーク情報一覧表

接続しているネットワーク情報及び使用しているIPアドレスが記入されていること。

(3) 試験成績書

納入機器の動作試験にかかる試験結果が記入されていること。

(4) マニュアル

学校が機器を使用する上で、必要な機能が記載されていること。

12 支払方法

請求書の宛名は、盛岡市長とし、提出先は、盛岡市教育委員会学校教育課（盛岡市津志田14地割37番地2）とする。

13 その他

この仕様書に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議のうえ決定することとする。